

# 福井県報

号外第 33 号  
令和 8 年  
3月30日(月)  
火曜日発行

## — 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

### 人事委員会規則

※初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(3)……………1

## 人事委員会規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月30日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第3号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和44年福井県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1アの表警察の部本部の項中

主任少年警察補導員 主任交通巡視員	課長補佐 隊長補佐 分室長 主任少年警察補導員	課長補佐 隊長補佐 統括少年警察補導員 統括交通巡視員	課長 管理長 参事 室長	課長	首席参事 首席会計官	を に
主任少年警察補導員	課長補佐 主任少年警察補導員	課長補佐 隊長補佐	課長 参事 室長	課長	首席会計官	

改め、同部福井警察署の項中

主任少年警察補導員 主任交通巡視員		統括少年警察補導員	を	
		統括少年警察補導員	に改め、同部福井南警察署の項中	
主任少年警察補導員 主任交通巡視員	を	主任少年警察補導員	に改め、同部勝山警察署の項中	
警務会計課長	を	警務会計課長	に改め、同部あわら警察署の項中	
会計課長	を	会計課長	に改め、同部坂井警察署の項中	
	会計課長 主任少年警察補導員	を	会計課長 主任少年警察補導員	に改め、同部鯖江警察署の項中
会計課長	を	会計課長	に改め、同部	

越前警察署の項中 「主任少年警察補導員 主任交通巡視員」 を 「主任少年警察補導員」 に改め、

同部小浜警察署の項中 「会計課長 主任交通巡視員」 を 「会計課長」 に改める。

別表第1イの表警察の部本部の項中

課長補佐	次席	課長
通信指令官	副隊長	隊長
隊長補佐	課長補佐	理事官
分駐隊長	隊長補佐	監察官
検視官	通信指令官	管理官
登録審査官	対策官	室長
	調査官	対策官
	技能指導官	調査官
		広報官
		次席
		副隊長

を

課長補佐	次席	課長
通信指令官	副隊長	隊長
隊長補佐	課長補佐	理事官
検視官	隊長補佐	監察官
登録審査官	通信指令官	管理官
	調査官	室長
	技能指導官	対策官
		広報官
		次席

に改め、同部福井警察署の項中

生活安全課長代理	調査官
刑事第1課長代理	警務課長
刑事第2課長	交通第1課長
刑事第2課長代理	警備課長
交通第2課長	
地域第1課長	
地域第2課長	
大手交番所長	

を

生活安全課長代理	調査官
刑事第1課長代理	警務課長
刑事第2課長代理	刑事第2課長
交通第2課長	交通第1課長
地域第2課長	警備課長
大手交番所長	地域第1課長

に改め、同部あわら警察署の項中

「副署長」 を 「副署長 技能指導官」 に改め、同部坂井警察署の項中

刑事生活安全課長代理	副署長
交通課長	警務課長
警備課長	刑事生活安全課長
地域課長	

を

刑事生活安全課長	副署長
刑事生活安全課長代理	警務課長
交通課長	警備課長
地域課長	

に改め、同部鯖江警察署の

項中

生活安全課長	警務課長
交通課長	刑事課長
警備課長	
地域課長	

を

生活安全課長	警務課長
刑事課長	
交通課長	
警備課長	
地域課長	

に改め、同部越前警察

署の項中

生活安全課長	警務課長
刑事課長	
交通課長	
警備課長	
地域課長	

を

生活安全課長	警務課長
刑事課長	警備課長
交通課長	地域課長

に改め、同部敦賀

警察署の項中

生活安全課長	警務課長
刑事課長	警備課長
交通課長	
地域課長	

を

生活安全課長	警務課長
交通課長	刑事課長
	警備課長
	地域課長

に改める。

別表第1ウの表警察の部本部の項中

「所長 参事」 を 「参事」 に改める。

別表第1カの表警察の部本部の項中

「主事 主事」 を 「係長 主事」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

